

油濁基金だより

発行 財団法人漁業油濁被害救済基金

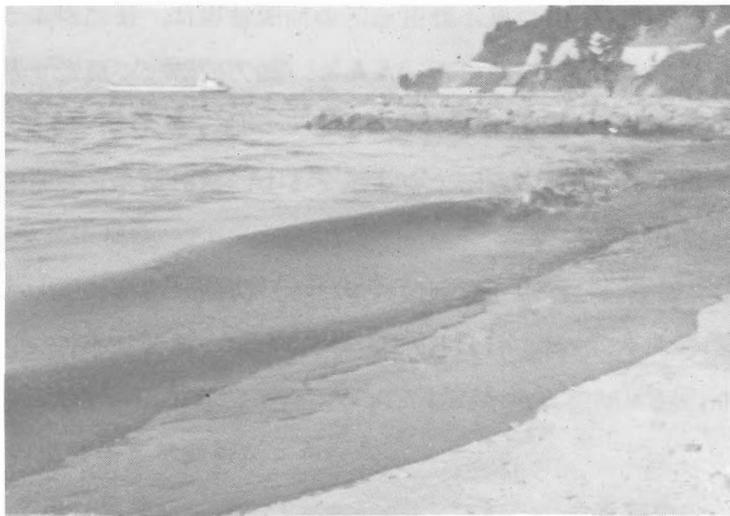
No. 2

東京都千代田区内神田2丁目2番1号

〒101 鎌倉河岸ビル6階

TEL. (代) 254-7033

5.3 発行



も く じ

I	中央漁場油濁被害等認定審査会の動き	2
1.	第4回中央審査会	2
2.	第5回中央審査会	2
II	50年度漁場油濁被害状況	6
III	公害による漁業被害事例調査中間報告	8
1.	調査表の回収	8
2.	若干の特徴	8
3.	被害事例調査票回収数表	9
IV	漁場油濁事故防止啓もう宣伝委託事業映画フィルム の 貸出し	10
<input type="checkbox"/>	おしらせ	15

I. 中央漁場油濁被害等認定審査会の動き

1 第4回 中央審査会

昭和51年2月26日第4回の中央審査会が開催された。議題は、岩手県宮古地区・宮城県七ヶ浜地区・千葉県富津地区・岡山県白石島地区・山口県小野田地区及び香川県引田地区の6地区における油濁被害額の認定であった。このうち、岩手県宮古地区・宮城県七ヶ浜地区・山口県小野田地区及び香川県引田地区の4地区における油濁被害は、いずれものみ養殖場に流出油が侵入し、のみ生産物に被害を与えたもので、中央審査会として扱う初めての漁業被害であった。

宮城県七ヶ浜地区・山口県小野田地区の油濁被害は、後述のように殊に被害の規模が大きく、かつ、広範囲であったため、地方段階での綿密な基礎資料の調査収集、内容の検討の要があるとして、初めての地方審査会が結成された。地方審査会は、いずれも2回地方段階での会議をもち、検討結果を報告書にまとめ、中央審査会へ提出した。

第4回中央審査会は、以上各地区における、防除・清掃に要した費用の額及び漁業被害額について検討が行われたものであるが、漁業被害については初のケースでもあり、種々問題点が多かったため、当日結論に至らず次回に持ち越された。

2 第5回 中央審査会

昭和51年3月4日、前回中央審査会で審議未了となった漁業被害関係についての継続審議のため第5回中央審査会が開催された。慎重審議の結果、香川県引田地区の被害を除き、認定額の決定がなされた。

第4回及び、第5回中央審査会を通じ、審議された油濁事故の概要及び、認定の概要は、次のとおりである。

(1) 油濁被害の概要

ア. 岩手県宮古地区

昭和50年12月7日午後零時半頃、宮古湾奥、津軽石地区ののみ養殖場に流出油が漂着した。流出油は、稀薄なもので、翌日には消散したが、宮古漁協津軽石支所関係ののみ養殖さく数420さくが被油した。宮古漁協は、

関係機関を通じ、油質の分析、製品への影響等につき検討するとともに、摘採時期を遅らせ、自然浄化による油分の除去を図ろうとしたが、その間甚だしい芽落ちがあったため摘採を断念し、網替えのうえ12月23日から生産を再開した。

イ. 宮城県七ヶ浜地区

昭和50年11月25日午前6時頃、七ヶ浜町代ヶ崎浜、東宮浜、要害各漁協地先及び馬放島周辺の「のり養殖漁場」に重油とみられる臭気の強い油が広範囲にわたり流入し、のり養殖に被害をあたえた。

同漁協ではただちに塩釜海上保安部等関係機関に連絡するとともに漁場調査を行った。

その結果、のり養殖さく数16,376さくの大きな被害が予想されたので、地方審査会が設けられ、被害に係る基礎資料の調査検討が行われた。

(昭和50年12月26日及び昭和51年1月19日審査会を開催。)

ウ. 千葉県富津地区

昭和50年12月23日午前9時30分頃、富津港沖のベタ流し漁場に、船舶からの油と思われる廃油が幅100メートルにわたり漂流しているのを県監視船が発見、同漁協ではただちに吸着材(ムシロ)を使用して防除した結果、のり養殖には被害がなかった。

エ. 岡山県白石島地区

昭和50年9月8日午前6時頃、笠岡市白石島北海岸地先に幅約4.5メートル、長さ約500メートルにわたり流出油を白石島漁協組合員が発見、同漁協ではただちに関係機関に連絡するとともに、海・陸から吸着マット等を使用して清掃した結果、漁業被害に至らなかった。

オ. 山口県小野田地区

昭和51年1月4日午前8時頃、小野田市漁協地先の「のり養殖漁場」に流出油が流入した。同漁協ではただちに宇部海上保安署等関係機関に連絡するとともに漁場調査を行った。その結果、のり養殖さく数8,640さくの大きな被害が予想されたので地方審査会が設けられ、被害に係る基礎資料の調査検討が行われた。

(昭和51年1月18日及び昭和51年1月28日審査会を開催。)

カ. 香川県引田地区

昭和50年12月1日15時頃、引田町安戸池地先海面及び附近海岸線に漂流中の流出油を組合員が発見、同漁協はただちに高松海上保安部等関係機関に連絡した。流出油は摘採期に入っていた「のり養殖漁場」を経て海岸線にうち上った。関係漁協は漂着油の清掃を行った。

(2) 漁場油濁被害の申請

前記、被害地区の関係漁協から、漁業被害の救済金及び防除・清掃費について下記のとおり申請があった。

被害地区	被害漁協	漁業被害・防除・清掃	
		内容	申請額
岩手県 宮古地区	宮古	のり生物の廃棄	730,314
宮城県 七ヶ浜地区	代ヶ崎浜・東宮浜・要害	のり生物の廃棄	50,417,057
千葉県 富津地区	富津	防除・清掃	840,800
岡山県 白石島地区	白石島	防除・清掃	166,000
山口県 小野田地区	小野田	のり生物の廃棄	45,49 ⁵ 1,963
		防除・清掃	776,820
香川県 引田地区	引田・相生	のり生物の品質低下・施設	1,671,772
		防除・清掃	1,926,000

(3) 漁場油濁被害額の認定

会議では、防除・清掃費関係を切り離し先行審議され、次のとおり認定された。

漁業被害関係についての審議は、今回が初めてであり、とくに規模が大きく、地方審査会を設定した宮城県七ヶ浜地区、及び山口県小野田地区の被害額の認定が中心課題としてとりあげられ、種々問題点の指摘及び検討がなされた。

問題点とされたのは、被害期間のとり方、見込生産数量のだし方、通常価格の設定、及び通常価格から差し引くことになっている生産必要経費に含まれる固定経費及び自家労賃部分の扱い等であったが、いずれも被害の態様に対応した適切な認定額の決定という観点から検討が行われ、次のように認定された。

なお、香川県引田地区の乾のりの品質低下による損失については、実証資料に乏しいことから結論は次回へ持ち越された。

認 定 額	仮 払 額	備 考 (申請額と認定額の相違する主な理由)
730,314	(全額支払)	
37,085,555	12,625,000	見込生産枚数を最近3ヶ年の実績より算定
588,800	(全額支払)	作業時間を実作業時間とする
126,000	(全額支払)	用船費は小型船につき減額
37,334,700	12,700,000	漁場の生産性格差を設けない
776,820	(全額支払)	
継 続 審 議		
1,926,000	(全額支払)	

No	県・地区名	発 生 年 月 日	発 生 場 所	汚 染 状 況
✓ 1	島根県 石東地区	50. 4. 1 ~ 3	島根県西部 海岸50Km	直径2~5cmの廃油ボールが漂着、ワカメ採取等漁業に支障
✓ 2	長崎県 福江地区	50. 4 月中旬	久賀島、奈留島 樺島の海岸	3月に発生した流出油が岩礁等から融出、釣漁業に支障
✓ 3	三重県 志摩地区	50. 4. 下旬 ~5月上旬	志摩地方の海岸	直径2~10cmの廃油ボールが漂着、海女漁業等に支障
4	三重県 石鏡地区	50. 6. 5	石鏡海岸	直径5cmの廃油ボールが1m間隔で漂着、漁業作業に支障
5	岩手県 種市地区	50. 6. 11	種市沖合1.9哩	巾2m長さ20mのスラッジが3ヶ所に漂着
6	和歌山県 自浜地区	50. 6. 23	江津良浜 海岸約1Km	直径2~10cmの廃油ボールが漂着、地曳網漁業に支障
7	和歌山県 南紀地区	50. 8. 17~20	太地、古座 串本海岸	直径2~10cmの廃油ボールが漂着、漁業作業に失障
8	徳島県 南西部地区	50. 7. 7 50. 8. 22~23 9. 9	伊座利 阿部海岸	直径1~10cmの廃油ボールが漂着、漁業作業に支障
9	岡山県 白石島地区	50. 9. 8	白石島北海岸	巾約4.5m長さ約500mの流出油が海岸に漂着
10	宮城県 七ヶ浜地区	50. 1. 25	七ヶ浜町 地先のり漁場	のり漁場へ流出油が侵入、のり養殖業が被害をうけた
11	香川県 引田町地区	50. 1. 2. 1	引田町 地先	のり漁場及び海岸へ流出油漂着、のり養殖業が被害をうけた
12	岩手県 宮古地区	50. 1. 2. 7	宮古湾奥部 のり漁場	のり漁場へ流出油が侵入、のり養殖業が被害をうけた
13	千葉県 富津地区	50. 1. 2. 23	富津地先	のり漁場の近くへ流出油漂流、防除した
14	山口県 小野田地区	51. 1. 4	小野田地先 のり漁場	のり漁場へ流出油が侵入、のり養殖業が被害をうけた
15	島根県 隠岐地区	51. 1. 7	隠岐島 北西部海岸	岩礁地域へ流出油が漂着、岩のり等浅海増殖業が被害をうけた
16	福井県 敦賀地区	51. 1. 15	敦賀半島 立石、白木地区	コブシ大から小指位の廃油ボールが漂着、岩のり等浅海増殖業が被害をうけた
17	三重県 鈴鹿地区	51. 1. 15	鈴鹿北長太海岸	海岸へ流出油が漂着
18	千葉県 富浦地区	51. 1. 22	富浦地先	のり業場へ流出油が侵入、のり養殖業が被害をうけた
19	島根県 石西地区	51. 1. 31	三隅、益田海岸	タール状の流出油が海岸に漂着
20	島根県 出雲地区	51. 2. 4	大社町、多岐町 海岸	同 上
21	山口県 宇部地区	51. 2. 22	宇部市地先	のり漁場へ流出油が侵入、のり養殖業が被害をうけた
22	神奈川県 横須賀地区	51. 3. 9	横須賀市田浦地先	ワカメ養殖場へ流出油が侵入、防除・清掃した結果、ワカメ養殖業の被害は免れた

油濁被害状況

5/3/10

応 急 措 置	申 請 額	認 定 額	仮 払 額	支 給 年 月 日	
関係10漁協の組合員等にて海浜を清掃、焼却、埋設	防除清掃 円 1,023,930	円 1,023,930	円 4,571,000	50. 9.13	第二回認定中央審
関係3漁協の組合員等にて海浜を清掃、焼却、埋設	" 1,006,250	1,006,250	1,003,000	50. 9.27	
関係8漁協の組合員等にて海浜を清掃、焼却、埋設	" 1,752,085	1,713,685	1,356,000	50.12.22	
組合役職員、婦人会190人にて清掃、焼却、埋設	" 584,950	564,950	(全額支払)	50.12.22	第三回中央審査会認定
八戸海上保安部と県庁より要請あり。組合員にて油処理剤戻子網にて清掃	" 83,400	77,400	(全額支払)	50.11. 4	
地曳網業者12人で清掃	" 48,000	48,000	(全額支払)	51. 2.14	
組合員にて清掃、焼却、埋設	" 1,123,220	1,123,220	1,061,000	51. 2.14	
組合員にて清掃、焼却、埋設	" 907,835	864,085	(金額支払)	50.12. 9	
組合員が吸着マットで回収	" 166,000	126,000	(全額支払)		第四・五中央審査会認定
地方審査会を設け、被害額認定に係る基礎資料を調査検討	漁業被害 50,417,057	37,085,555	12,625,000		
組合員にて清掃	漁業被害 1,671,772	継続審議	(全額支払)		
	防除・清掃 1,926,000	1,926,000			
漁場回復をまって生産再開	漁業被害 730,314	730,314	(全額支払)		
組合員にて事前回収	防除・清掃 840,800	防除・清掃 588,800	(全額支払)		
地方審査会を設け被害額認定に係る基礎資料を調査検討	漁業被害 45,495,963	37,334,700	12,700,000		
	防除・清掃 776,820		(全額支払)		
同 上	調査中				
同 上	"				
組合員にて清掃	"				
漁業回復後生産続行	"				
組合員にて清掃	"				
同 上	"				
地方審査会を設け、被害認定に係る基礎資料を調査検討予定	"				
組合員にて防除、清掃	"				

Ⅲ. 公害による漁業被害事例調査中間報告

1 調査表の回収

公害による漁業被害の救済にかんする基礎資料の整備を目的とする漁業被害調査では、このうち「公害による漁業被害事例調査」（予備調査）を、当基金が水産庁から受託した。この調査は、すでに「油濁基金だより」№1で紹介したように、全漁連および都道府県漁連の積極的な協力を得て、事例総数約230件の、調査表の回収は別表に示すように、順調にすすめられている。しかし、現在なお地域的に若干の調査表未回収もみとめられるので、鋭意その回収に努力しており、内水面被害をふくむ事例総数として、ほぼ全国200事例を集めることを目標としている。

すでに回収した事例について、大要の特徴を示すと、つぎのとおりである。第一に、事例総数には11.1%の内水面被害事例をふくむが、総数の40.7%が油濁被害である。第二に、総数の25.9%、つまり4分の1以上が原因者不明の被害事例であり、現状では、この被害のすべてが、油濁、赤潮などいずれの原因を問わず、全く救済の途が講じられていない。しかも、原因者不明油濁の多発が各地にみられるし、地域をとわない。この種の事例を中心として被害の実態を究明し、救済の制度的確立の途をひらくことが、本調査の目的である。

2 若干の特徴

当基金では、すでに回収した調査表について、項目ごとの集計をすすめている。したがって分析結果についてのべることはできないが、3回にわたってひらかれた調査作業委員会での中間報告をみると、つぎのような特徴がみとめられる。①魚価低落、休漁などの被害の種類は、工場廃水その他にくらべて、油濁被害がきわめて多様である。原因者の明、不明を問わない。②原因者不明の被害事例では、油濁の場合、原因者が手がかりもなく全く不明の事例が大半をしめる。因果関係をめぐって、被害者と原因者とみられるものとのあいだで、争いを生じているケースと、対照的である。③被害事例全体を通じて、被害補償交渉が原因者と被害者との話し合いとしてすすめられるケースが圧倒的に多いが、油濁にくらべて、工場廃水で交渉への地方自治体の介入度が高い。

以上が、中間作業過程ですでにみとめられた特徴の概要である。調査はなお集計から分析、取りまとめの段階に入っているの、なお全国の皆さんのご協力を期待してやまない。

3 被害事例調査票回収数

(51.3.10)

	原因者判明				原因者不明				合計
	海面		内水面	計	海面		内水面	計	
	油濁	その他			油濁	その他			
全国	51	70	14	135	28	26	7	61	196
北海道		10	1	11	1	3	1	5	15
青森		2		2	1			1	3
岩手	2	1	1	4	1		1	2	6
宮城		1		1	1	6	2	9	10
秋田				2					2
山形		1		1					1
福島	1	1		2					2
茨城		2		2					2
群馬			1	1					1
千葉	2	2	3	7	2	3	1	6	13
東京					1	1		2	2
神奈川		3		3	1			1	4
新潟	1	5		6					6
富山	1	2	1	4					4
石川	1			1					1
福井		3		3			2	2	5
静岡	3			3					3
愛知	2	1		3	1			1	4
三重	6			6	1	2		3	9
岐阜			1	1					1
京都						1		1	1
大阪									★
奈良			3	3					3
兵庫	5	1		6	2	1		3	9
和歌山	3	2		5	2	2		4	9
鳥取									★
島根	1			1					1
岡山									
広島	1	6		7	3			3	10
山口		4	2	6	1			1	7
香川	4	1		5	3	2		5	10
徳島	1	1		2					2
愛媛	5	1		6	1			1	7
高知	1	5		6					6
福岡	2	1		3					3
佐賀	1	1		2					2
長崎	2	1		3	1	1		2	5
熊本	1	3		4		1		1	5
大分		3		3	1	2		3	6
宮崎		2		2					2
鹿児島	3		1	4	2			2	6
沖縄	2	2		4	2	1		3	7

(注) ★は調査該当なし。

Ⅳ. 漁場油濁事故防止啓もう宣伝委託事業映画 フィルム の 貸出し

先般「油濁基金だより」№1にも掲載しましたとおり、50年11月末完成しました。

つきましては、別紙貸出規程により漁業団体等に対し、無料貸出しを行うこととしましたので、ご利用のときは申し込み下さるようお願いいたします。

題 名	“かけがえのない海”一油汚染と生物一 1975
企 画	水産庁・漁場油濁被害救済基金
製 作	毎日映画社 16mm カラー30分

この映画は、水産庁の委託による漁場油濁事故防止啓もう宣伝事業として、昨年度は全漁連が事業を受託し“かけがえのない海”一油汚染と漁業一を製作、関係者の認識を深めたところであるが、本年度は引き続き漁場油濁被害救済基金が受託して同事業の推進に当ることとなり、全漁連をはじめ県漁連及び関係水研・水試の協力を得て製作したものである。

近年益々増加の傾向にある油による海洋汚染がいかにかに深刻な漁業被害をもたらしつつあるか本年度はさらに一步深め、水産生物に与える影響に主眼点をおき、いまだ記憶に新しい昨年12月の瀬戸内海水島流出事故と昨年4月の福島県小名浜沖事故のその後の影響調査をカメラを通して、追跡しつつ油汚染の水産生物に及ぼす影響の大きさ、食糧産業としての沿岸漁業の大切さ、そして油汚染の防止の重要性を漁業者のみならず、広く一般国民に訴えようとするものである。

なお、油濁による漁業被害の軽減と防止に関するパンフレットとポスターを製作中ですが、3月下旬には完成し全国的に配布する予定です。

V. 漁業油濁事故防止啓もう宣伝委託事業映画 フィルム貸出し規程

第1（目的）

この映画フィルム貸出しは、漁業油濁に関する知識の普及及び啓もうを行うことにより漁業被害の防止及び軽減を図り、漁業の振興に資することを目的とする。

第2（対象者）

映画フィルムの貸出しを受けることが出来るものは、この事業の目的に則した活動を行う漁業団体等とする。

第3（条件）

映画フィルムの貸出しは次の各号のすべてに該当する場合に限り、行うことができるものとする。

1. 第1の目的に則した目的をもって上映すること。
2. 営利を目的として入場料等を徴収しないこと。
3. 映画フィルムの貸出しは原則として手渡して貸出しすること。

ただし、やむを得ないと認められた場合は郵送等で貸出すことができるものとする。

4. 貸出した映画フィルムを、貸出しの日又は貸出し発送の日から14日以内に返納（必着）することができること。

ただし、特別の事由があつてやむを得ないと認められる場合は期時を延長して貸出しすることができるものとする。

第4（費用）

映画フィルムの送料等は、原則としてすべて借用者の負担とする。

第5（紛失、損傷の場合）

映画フィルムを紛失又は著しく損傷した場合は、借用者は直ちに財団法人漁場油濁被害救済基金理事長に報告するものとする。

第6（申請・報告等）

1. 映画フィルムを借用しようとする者は、別に定める様式をもって申請する

油濁基金だより

ものとする。

第7（その他）

この規程にない事項については、借用者は財団法人漁業油濁被害救済基金理事長の指示に従うものとする。

漁場油濁事故防止啓もう宣伝映画フィルム借用申請書

昭和 年 月 日

財団法人漁場油濁被害救済基金理事長 殿

（申請者）

住 所

名 称

氏 名

㊤

このことについて、下記のとおり映画フィルムを借用して上映致したいので申請します。

記

1. 映画フィルム借用本数 1本
2. 上映目的
3. 上映予定場所
4. 上映予定期日 昭和 年 月 日
5. 返納予定期日 昭和 年 月 日
6. 厳守事項 漁場油濁事故防止啓もう宣伝映画フィルム貸出し規程を厳守致します。

漁場油濁事故防止啓もう宣伝映画フィルム借用証

昭和 年 月 日

財団法人漁場油濁被害救済基金理事長 殿

住 所

名 称

氏 名

印

漁場油濁事故防止啓もう宣伝映画フィルム1本を借用致しました。

ただし、映画フィルム借用申請書の記に記載のとおりとする。

漁場油濁事故防止啓もう宣伝映画上映報告書

昭和 年 月 日

財団法人漁場油濁被害救済基金理事長 殿

(借用責任者)

住 所

氏 名

印

上映報告を下記のとおり報告致します。

記

1. 借用団体等の名称
2. " 住 所
3. 上 映 目 的

4. 上 映 期 日
5. 上 映 場 所
6. 上 映 対 象 者
7. 備 考 (上映後の反響、意見、今後の要望等について記載すること)

□ お し ら せ

1. 第3回理事会 3月3日開催
2. 中央漁業油濁被害等認定審査会委員の変更

新	旧	事 由
山田 達雄	江森己之助	経団連内担当部署の変更
八重尾恒男	石田 帝次	日本海事検定協会内担当部署の変更

新事務所略図

